

仕様書

1 業務名

令和8年度冒険遊び場事業「てらやまプレーパーク」実施業務

2 目的

こどもが自然に触れながら異年齢集団の中で遊ぶことができる場（冒険遊び場）づくりを行うことにより、こどもの創造力や主体性、協調性、危険回避能力等を育み、自立した大人へと健やかに成長できる環境づくりを推進するとともに、地域社会全体でこどもの育ちを支える仕組みづくりを推進する。

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) プレーパークの運営

ア 開催場所

寺山公園（安佐北区可部東四丁目28番）

イ 実施日時

(ア) 開催日程

4月	2日(木)、4日(土)、7日(火)、9日(木)、11日(土)、14日(火)、16日(木) 18日(土)、21日(火)、23日(木)、25日(土)、28日(火)、30日(木)
5月	2日(土)、5日(火)、7日(木)、9日(土)、12日(火)、14日(木)、16日(土) 19日(火)、21日(木)、23日(土)、26日(火)、28日(木)、30日(土)
6月	2日(火)、4日(木)、6日(土)、9日(火)、11日(木)、13日(土)、16日(火) 18日(木)、20日(土)、23日(火)、25日(木)、27日(土)、30日(火)
7月	18日(土)、21日(火)、23日(木)、25日(土)、28日(火)、30日(木)
8月	1日(土)、4日(火)、6日(木)、8日(土)、11日(火)、13日(木)、15日(土) 18日(火)、20日(木)
9月	開催なし
10月	1日(木)、3日(土)、6日(火)、8日(木)、10日(土)、13日(火)、15日(木) 17日(土)、20日(火)、22日(木)、24日(土)、27日(火)、29日(木)、31日(土)
11月	3日(火)、5日(木)、7日(土)、10日(火)、12日(木)、14日(土)、17日(火) 19日(木)、21日(土)、24日(火)、26日(木)、28日(土)
12月	1日(火)、3日(木)、5日(土)、8日(火)、10日(木)、12日(土)、15日(火) 17日(木)、19日(土)、22日(火)、24日(木)
1月	5日(火)、7日(木)、9日(土)、12日(火)、14日(木)、16日(土)、19日(火) 21日(木)、23日(土)、26日(火)、28日(木)、30日(土)
2月	2日(火)、4日(木)、6日(土)、9日(火)、11日(木)、13日(土)、16日(火) 18日(木)、20日(土)、23日(火)、25日(木)、27日(土)
3月	2日(火)、4日(木)、6日(土)、9日(火)、11日(木)、13日(土)、16日(火) 18日(木)、20日(土)、23日(火)、25日(木)、27日(土)、30日(火)

(イ) 開催時間

- ・ 4～6月及び3月は、11時から17時まで
- ・ 7～8月は、8時から11時まで
- ・ 10～2月は、11時～16時30分まで

ウ 付帯事項

季節、来場者の状況、学校の休暇、関連イベントとの連携等により、開催日・時間を変更する場合は、発注者と事前協議の上、発注者の承認を得ること。

(2) 人員体制等

ア 火曜日又は木曜日は、常時2名以上のスタッフを配置し、土曜日は、常時3名のスタッフを配置すること。その内1名は、プレーリーダー（こどもがいきいきと遊ぶことのできる環境をつくる者）とすること。

イ こどもの創造力や主体性・協力性・危機回避能力を引き出すサポートを行うスタッフの配置、人数の確保及び当該スタッフの募集・指導・管理を行うこと。

ウ 発注者は、本業務の履行及び管理に著しく不適当なスタッフがあると認める場合、受注者に対し理由を示して必要な措置を請求できる。

(3) 付帯業務等

ア プレーパークの運営に当たっては、地域住民等の理解を得ること。

イ 開催の内容・予定等を会場掲示及びSNSやチラシ等の媒体で周知すること。

ウ こどもの自由な発想を誘発し、遊びを充実させるため、情報収集・企画、必要な道具・設備の制作・準備を行うこと。

エ 運営に当たり、倉庫の電源に係る電気料金は、受注者が負担すること。

オ 許認可が必要なものについては、関係法令を遵守し、適正に処理すること。

カ 会場の清掃やゴミ拾い等、適正な衛生管理を行い、ゴミは持ち帰りを原則とすること。

キ 来場者に怪我（擦り傷や鼻出血等の軽微な怪我を除く。）や事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。また、必要に応じて当該来場者の帰宅後の状態確認を行い、その結果を発注者に報告すること。

ク 重大な事故・事件・トラブル等が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ連絡し、必要に応じて警察・消防等関係機関へ通報するとともに、当日中に報告書を行い、翌日までに報告書を提出すること。

ケ 本業務の実施に当たり、支援が必要なこども等を把握した場合、発注者の定める様式により安佐北区こども家庭センター等へ情報提供を行うこと。

コ 気象警報による中止基準等

(ア) WBGT 指数計の適正な使用により、31℃を上回った時点で中止とすること。

(イ) 安佐北区内に気象警報等が発令された場合は、原則中止とすること。

(ウ) 落雷・強風等の危険が予見される場合は、受注者の判断で直ちに中止・避難措置を行うこと。

サ 物品の所有・管理

(ア) 本業務の実施に必要な遊具、資材及び機材及び消耗品等については、原則、受注者が購入・管理し、その所有権は受注者に帰属すること。

(イ) 発注者が別途購入・貸与した物品がある場合は、その所有権は発注者に帰属し、受注者は適切に管理の上、事業終了時に返還すること。

5 プレーパークの普及活動等

(1) 受注者は、チラシ及びホームページなどの広報媒体等を通じて、市民に対し、プレーパークについての知識及び理解を深める活動を行うこと。

(2) 受注者は、他のプレーパークの実施に係る企画・運営の協力を努めること。

(3) 受注者は、他のプレーパークの運営団体と情報交換や連携を図り、より効果的な事業の実施に努めること。

6 開催記録等

- (1) 日時、天候、実施内容、来場者数、来場者属性（年齢、居住地区など）の記録を行い、その結果を報告すること。
- (2) 来場者の意見やニーズを把握し、プレーパークの運営改善等に活用するため、適宜、来場者アンケートを実施し、その結果を整理し、報告すること。

7 研修

プレーリーダー及びスタッフを対象として、救命救急講習に加え、こどもの遊びの理解や安全管理、遊びの環境づくり等、プレーパーク運営に必要な知識及び技能の向上に資する研修を実施すること。

8 委託業務実施計画書等

(1) 委託業務実施計画書

受注者は、契約締結後直ちに、当該年度における実施内容・体制・スケジュール等の計画を記載した委託業務実施計画書を発注者に提出し、発注者の承認を得ること。なお、計画を変更するときも同様とすること。

(2) 委託業務実施報告書

受注者は、令和9年3月31日までに、実施状況、来場者状況、課題及び改善点等を取りまとめた委託業務実施報告書を提出し、発注者の承認を得ること。

9 保険

不慮の事故に備え、来場者を対象とする傷害保険及びスタッフを対象とする賠償責任保険に加入すること。

10 留意事項

- (1) 受注者は、本業務の履行に際して個人情報を取り扱う場合には、広島市委託契約約款別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 事業実施状況等の記録のために写真・動画を撮影する場合は、あらかじめ来場者（来場者の保護者を含む。）に撮影の趣旨及び使用目的を説明し、肖像権に配慮した上で適切に取り扱うこと。また、撮影した映像・画像データは、本業務の実施及び発注者への報告以外の目的に使用せず、適切な方法で管理すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、発注者・受注者協議の上、決定する。